

事 務 連 絡
平成 23 年 6 月 17 日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

東日本大震災に伴う高額介護サービス費等の支給並びに食費及び居住費等の
負担限度額認定等の運用等について

東日本大震災の被災者等への必要な介護サービスの確保については、多大なご配慮、ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般の東日本大震災の影響に鑑み、所得税や市町村民税の申告期限が延長され、被災地の市町村の一部においては、市町村民税の課税時期も延期されているところです。また、被災地の市町村の一部においては、通常の事務手続きを行うことができるようになるまでに一定の期間を要することが見込まれています。

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費の支給に係る判定、同法の規定による特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給に係る食費及び居住費等の負担限度額の認定、介護保険法施行法（平成 9 年法律第 124 号）の規定による旧措置入所者に係る利用者負担の減免の認定並びに旧措置入所者に対する介護保険法の規定による特定入所者介護サービス費の支給に係る食費及び居住費の特定負担限度額の認定については例年 7 月 1 日以降に、介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の支給に係る判定については例年 8 月 1 日以降に、それぞれ前年所得又は当年度の市町村民税の課税の有無により改めて判定及び認定を行っているところです。東日本大震災の影響に鑑み、これらについて、下記のとおり取り扱うこととしますので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。

記

- 1 食費及び居住費等の負担限度額に係る認定証並びに旧措置入所者に係る利用者負担の減免を証する書面並びに旧措置入所者の食費及び居住費の特定負担限度額に係る認定証（以下「認定証等」という。）の有効期限等の取扱いについて

原則として、「高額介護サービス費等の支給並びに食費及び居住費等の負担限度額認定等の運用について」（平成 17 年 9 月 8 日付け老介発第 0908001 号厚生労働省老健局介護保険課長通知）のとおり、認定証等の有効期限は、認定の発効日又は適用開始日（以下「発効日等」という。）の属する年度の翌年度の 6 月末日まで（発効日等の

属する月が4月から6月までである場合（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第83条の5第2号に掲げる者に対する負担限度額認定の場合及び施行規則第172条の2において準用する施行規則第83条の5第2号に掲げる者に対する特定負担限度額認定の場合を除く。）にあっては、当該月の属する年度の6月末日まで）とする。

ただし、東日本大震災により、市町村の行政機能に障害がある場合等、やむを得ない理由により認定証等の交付手続きを行うことができない別表に定める市町村においては、認定証等の有効期限を別表に定める期間延長することができることとする。この場合において、認定を受けている者に対してその旨を周知するとともに、別表に定める期間が満了する前に市町村において交付手続きが可能になった場合には、速やかに交付を行うものとする。

また、東日本大震災により、被保険者の前年（平成22年）の所得又は平成23年度の市町村民税の課税の有無（以下「前年所得等」という。）の把握が困難な場合には、当分の間、前々年（平成21年）の所得若しくは平成22年度の市町村民税の課税の有無（以下「前々年所得等」という。）又は被保険者による簡易申告に基づき、暫定的に認定証等の交付を行っても差し支えないこととする。

なお、認定証等の有効期限を延長した場合や暫定的に認定証等の交付を行った場合において、前年所得等の把握が可能になり、被保険者の所得段階等に変更があることが判明した場合には、原則として、認定証等の交付・再交付を行う際に、被保険者が支払った利用者負担額に不足があれば徴収し、超過があれば還付するものとする。

2 高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の支給に係る判定の取扱いについて

東日本大震災により、被保険者の前年所得等の把握が困難な場合には、当分の間、前々年所得等又は被保険者による簡易申告に基づき、暫定的に判定を行っても差し支えないこととする。この場合において、前年所得等の把握が可能になり所得段階等に変更があることが判明した場合には、原則として、被保険者に対し支給した額に不足があれば還付し、超過があれば徴収するものとする。

3 その他

社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度についても上記1と同様の取扱いとして差し支えない。

別表

県名	市町村名	延期期間
岩手県	釜石市、大船渡市、山田町	平成23年 7月31日
	陸前高田市、宮古市	平成23年 8月31日
	大槌町	平成23年10月31日
宮城県	気仙沼市	平成23年 8月31日
	石巻市、東松島市、南三陸町	平成23年 9月30日
	女川町	平成23年11月30日
福島県	南相馬市	平成23年 7月31日
	広野町、楡葉町、大熊町	平成23年10月31日
	富岡町、川内村、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村	平成23年12月31日

※ なお、上記の延期予定時期に変更が生じる場合には、改めて、変更後の延期期間を当課に連絡すること。